

幸手市建設工事に係る予定価格の公表に関する試行要綱

平成27年11月30日告示第215号

改正 令和3年3月1日告示第32号

令和4年3月1日告示第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般競争入札及び指名競争入札（以下単にこれらを「競争入札」という。）における予定価格の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 公告 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する一般競争入札の公告をいう。
- (3) 指名通知 政令第167条の12第2項の規定により通知する指名競争入札の参加者の指名に係る通知をいう。

(公表の対象)

第3条 競争入札における予定価格の公表の対象は、市が行うすべての建設工事とする。

(公表の区分)

第4条 予定価格の公表の区分は、次のとおりとする。

- (1) 競争入札の執行前に行う予定価格の公表(以下「事前公表」という。) 設計金額2,000万円未満の建設工事とする。
- (2) 競争入札の執行後に行う予定価格の公表(以下「事後公表」という。) 設計金額2,000万円以上の建設工事とする。

(公表の方法)

第5条 事前公表は、埼玉県電子入札共同システム（以下「共同システム」という。）により競争入札を執行する場合にあっては、当該共同システムにより公表するものとし、当該共同システムによらない競争入札を執行する場合にあっては、当該競争入札の公告又は指名通知により公表するものとする。

2 事後公表は、共同システムにより競争入札を執行する場合にあっては、当該共同システムにより公表するものとし、当該共同システムによらない競争入札を執行する場合にあっては、当該入札の執行者により公表するものとする。

(公表の期間)

第6条 競争入札における予定価格の公表の期間は、次のとおりとする。

- (1) 事前公表 公告又は指名通知後から入札の執行前まで

(2) 事後公表 入札を執行した後から当該入札を執行した日の属する年度の翌年度末まで

(庶務)

第7条 予定価格の公表に関する庶務は、総務部契約管財課が執行する競争入札にあっては総務部契約管財課が処理し、他の各部等で執行する競争入札にあっては当該各部等において処理するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、予定価格の公表に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告又は指名通知をする入札に付する建設工事から適用し、施行日前に行われた公告又は指名通知をする入札に付する建設工事については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月1日告示第32号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる公告又は指名通知をする入札に付する建設工事から適用し、施行日前に行われた公告又は指名通知をする入札に付する建設工事については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月1日告示第22号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる公告又は指名通知をする入札に付する建設工事から適用し、施行日前に行われた公告又は指名通知をする入札に付する建設工事については、なお従前の例による。